

第3次佐賀県健康プラン について

第3次佐賀県健康プランの役割

国：令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）
までに「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動
（健康日本21（第三次））」を推進

都道府県

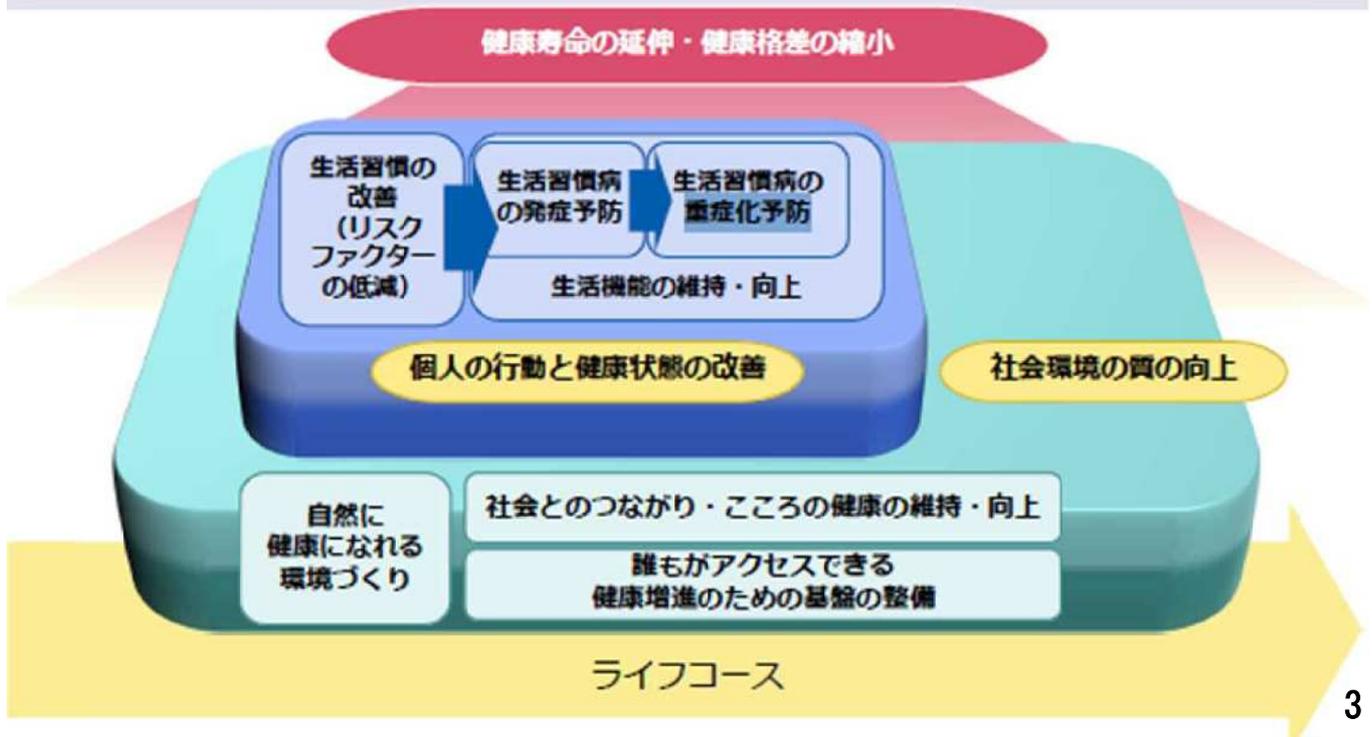
- 地域の社会資源の実現を踏まえ、独自に必要な課題を
選択し、その到達すべき目標を設定、分析・評価を行う
- 国が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定

※ 県のプラン策定には国の計画の期間、指標、
目標値の設定等を考慮

【参考】健康日本21（第三次）について

次期プランの方向性（案） ※内容のイメージ

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



① 健康日本21（第三次）の期間は12年（2024年度～2035年度）

2024年度 R6	2025年度 R7	2026年度 R8	2027年度 R9	2028年度 R10	2029年度 R11	2030年度 R12	2031年度 R13	2032年度 R14	2033年度 R15	2034年度 R16	2035年度 R17	2036年度 R18
次期国民健康づくり運動プラン												次々期
★	ベースラインの発表 国調大規模調査 結果公表			★	中間評価 結果公表			★	最終評価 結果公表	プラン作成	自治体 次々期計画策定	

※ 他計画（医療費適正化計画6年、医療計画6年、介護保険事業支援計画3年）の計画期間と一致させて2024年（R6）からスタート

② 目標項目のベースライン値とスケジュール

2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
第二次														次々期
次期策定 発表		ベースラインの発表 国調大規模調査 結果公表			推進専門委	中間評価 結果公表				最終評価 結果公表	プラン作成	自治体 次々期計画策定		
	自治体 次々期計画策定	★				★				★				
P											C	A	P	D

ベースライン値：2024年度までに把握した最新値

目標値の把握（最終）：2032年度 ※2024、2032年度は国調大規模調査を予定

第3次佐賀県健康プランの 期間と目標値について

5

第3次佐賀県健康プランの計画期間及び
目標項目のベースライン値と目標値の把握（案）

	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	
県	県調 (BDHQ) 県民健康意識調査 は2022年実施	県プラン 策定	①プラン 開始 ②国調大規 模調査	国ベースライン 値の活用		県民健康意 識調査	国調大規 模調査	
国	国プラン 策定			国ベースライン 値把握				
	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17	2036 R18
中間評価 値把握	見直し後 県プラン			①県民健康意識 調査（県のみ） ②国調大規模 調査	県調 (BDHQ)	県最終 評価	県次期プ ラン策定	次期 プラン 開始
	見直し後 国プラン				国最終 評価	国次期プ ラン策定		

県のプランの方向性

- ①ベースライン値：国は計画期間初年度、県は従来通り、計画期間開始前直近の数値（国の公表分を待つと県のベースライン値は遅くなるため）
 - ②国調大規模調査（4年ごと）で得られる数値は参考値として活用
 - ③県は中間評価と最終評価のために県民健康意識調査を期間中に2回実施
また、最終評価のためにBDHQ調査（県民健康栄養調査）を期間中に1回実施
- ※ 可能であればBDHQ調査等により、健康食生活分野の地域格差を把握

6

第3次佐賀県健康プラン 目標値について

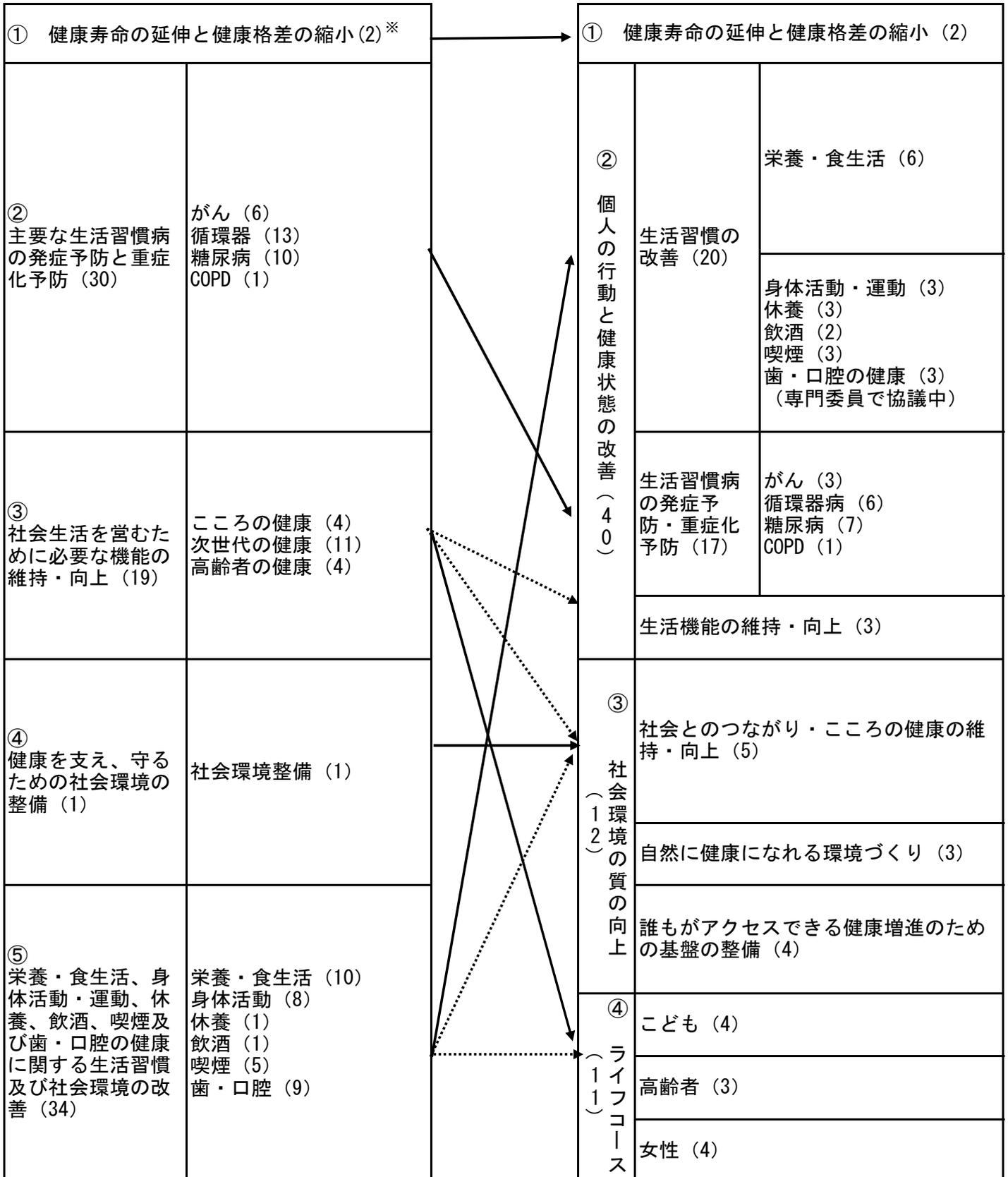
第2次佐賀県健康プランと健康日本21(第三次)(案)
領域別目標値の比較

第2次佐賀県健康プランと健康日本21（第三次）の目標値項目数の比較

※（ ）の数字は目標値項目数【健康日本21（第三次）の場合は目標値項目予定数】

1 第2次佐賀県健康プランの体系図

2 健康日本21(第三次)案の体系図 (R5. 2. 2時点)



—————▶ 2において1の目標値の項目のほとんどが該当する領域

.....▶ 2において1の目標値の項目の一部が該当する領域

第3次佐賀県健康プラン策定に向けたスケジュール

※ 資料2-②を参照

(1) 佐賀県健康プラン推進審議会（令和5年度）年2回開催

① 第1回審議会の開催（書面会議）

プラン(案)の検討（10月頃開催、意見をもとに修正）

② 第2回審議会の開催（集合またはオンライン会議）

プラン(案)の決定（12月頃開催）

③ パブリックコメント実施→意見の集約、反映後の最終確認

3月：プランの策定・公表

(2) 佐賀県健康プラン推進審議会健康づくり専門部会（令和5年度）

※ 有識者によるプラン策定の具体的方針とプラン(案)を作成

年2回開催予定（7月頃、10月頃）

(3) 第3次佐賀県健康プラン策定のためのワーキンググループによる作業
（令和4年度～）

※ 本庁、保健福祉事務所健康づくり担当者によるプラン策定の作業班形成
年5回程度開催予定